

次のとおり一般競争入札を行うので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和6年10月3日

徳島市長 遠藤 彰 良

1 入札に付する事項

(1) 件名（業務名）

個人住民税特別徴収関係書類、給与支払報告書等処理業務

(2) 内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間（履行期間）

契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。この場合において、令和6年10月22日までに当該要件を満たすことを後記7の入札参加資格確認の手続（以下「入札参加資格確認手続」という。）において明らかにすることができる場合は、入札参加資格確認手続に関する限りにおいて、当該要件を満たしているものとみなして取り扱うことができるものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと、及び同条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) この公告の日から落札決定までの間に、徳島市の登録業者名簿（物品・役務関係）に登載されている者であり、当該名簿の記載において、営業種目「21 業務代行」における品目「2101 電算業務」として登録している者。

(3) この公告の日前5年間に、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口が20万人を超える地方公共団体の発注に係る次のア、イに掲げる業務を元請として完了した実績及び本仕様書の4(1)に示す業務責任者の配置の要件を満たし、この入札に係る業務（以下「本件業務」という。）を履行することができること。

ア 本仕様書の3(2)に示す業務の事前準備と同種の業務

イ 本仕様書の3(3)に示す個人住民税特別徴収関係書類、給与支払報告書等処理業務の主な業務内容と同種の業務

- (4) 本仕様書5(1)に示すプライバシーマークの付与を受けており、各制度ともこの入札の公告の日以後継続して有効期間内にあることを明らかにできること。
- (5) 本仕様書5の(2)から(8)までに示す個人情報の保護管理体制に問題がないことを審査時に示すことができること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) 公告日から後記8(1)に示す開札日までの間に、徳島市の指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。

### 3 様式等及び契約条項を示す場所)

この入札にかかる契約書(案)、業務仕様書及び様式等の交付は次のとおりとする。

#### (1) 交付期間

公告日から入札参加資格確認申請期限まで

#### (2) 交付方法

徳島市公式ホームページからダウンロードするか、又は担当部局の窓口で受領する。担当部局の窓口で受領する場合は、事前にその旨を連絡すること。

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>

### 4 質問

この入札に関する質問は、令和6年10月10日(木)正午までに、様式3「仕様書等質問書」に必要事項を記載し、後記6(2)に示す窓口(徳島市役所2階21番窓口)への持参、郵送または電送(FAX、電子メール等)により行うこと。また、電送の場合、当該様式に記載の宛先に電子メール及びFAXにより送信した上、同日午後5時00分までに、電送確認の電話連絡(午前8時30分から午後5時00分までの間に限る。)をすること。電話及び後記7(4)に記載のヒアリング実施時における質問など、上記指定の手段以外による質問には回答しない。

なお、質問の内容について不明な点がある場合には、担当部局から電話で問い合わせることがあるため、その旨留意すること。

### 5 質問に対する回答

この入札に関する質問に対する回答は、令和6年10月15日(火)までに、徳島市

公式ホームページに掲載する方法により行う。

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/chotatsu/ippan/index.html>

## 6 担当部局

### (1) 部局名

徳島市 財政部 税務事務所 市民税課

### (2) 窓口の場所

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所 2階 21番窓口

### (3) 電話

088-621-5066

### (4) F A X

088-621-5456

### (5) 電子メール

simin\_zei@city-tokushima.i-tokushima.jp

### (6) 入札書の宛て先

〒770-8799 徳島市八百屋町1丁目2番地 **徳島中央郵便局留**

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所市民税課行き

## 7 入札参加資格確認

(1) この一般競争入札への参加を希望する者は、令和6年10月18日（金）午後5時00分までの間に、事前に担当部局に電話連絡の上で、様式1「入札参加資格確認申請書」を持参又は郵送により提出し、後記(4)に記載のヒアリングを経て、入札参加資格の確認を受けなければならない。当該申請書については、期限後の提出及び電話、F A X、電子メール等の所定の手段によらない提出は、提出がなかったものとみなす。

(2) 前記(1)の入札参加資格確認申請書には、様式2「入札参加資格に関する誓約書」及び前記2(3)の入札参加資格を満たす実績を示す書類を添付しなければならない。

(3) 個人情報の取扱いに関する基本方針及び取扱規定等、前記2(6)を満たすことを示す書類は、後記(4)のヒアリング実施時に示さなければならない。

(4) 前記(1)(2)の入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出した者（以下「入札参加資格確認申請者」という。）は、令和6年10月18日（金）から同月22日（火）までの期間において、徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所5階 502会議室の徳島市が指定する時間帯において実施するヒアリングに出席し、ヒアリングを実施する職員の質疑に応答しなければならない。

- (5) 前記(4)のヒアリングにおいて入札参加資格確認申請者が明らかにすることができない要件については、これを満たさないものとして取り扱う。
- (6) 入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を満たすこととされた者に限り、この入札に参加することができる。
- (7) 入札参加資格の確認の結果は、令和6年10月24日(木)午後5時00分までに、入札参加資格申請者の担当者宛てに電話等で連絡する。別途、当該結果について記載した文書を郵送するが、入札時に当該文書の持参は要しない。

## 8 入札・開札の場所及び日時

入札は郵便入札の方法により実施する。入札説明書及び後記9に記載の要領に従って作成した封筒に入札書を封入し、一般書留又は簡易書留のいずれかに付したうえ、前記6(6)に記載の宛先(徳島中央郵便局留)に、次の(1)に示す開札日時の1時間前までに到達するよう郵送すること。

### (1) 開札日時

令和6年11月5日(火) 午後3時00分

### (2) 開札場所

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所 4階 401会議室

## 9 入札の方法

入札説明書のとおり。なお、次の点に留意すること。

### (1) 郵送方法

ア 入札説明書に記載の要領に従って作成した封筒に入札書を封入し、一般書留又は簡易書留のいずれかに付した上、前記6(6)に記載の宛て先(徳島中央郵便局留)に、開札日時の1時間前までに到達するよう郵送すること。

イ 郵便局に書留郵便物を引き渡した後、令和6年10月31日(木)正午までに「書留引受番号」の標題により、前記6(5)宛てに、書留引受番号を電子メールで送信したうえ、同日午後5時00分までに、送信確認の電話連絡(午前8時30分から午後5時00分までの間に限る。)をすること。送信された電子メールに対する返信をもって、書留引受番号の受付とする。

### (2) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、契約期間中における総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 1 0 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

## 1 1 再入札（再度入札）

開札の結果、すべての入札が予定価格の制限に達しないときは、次の日時場所に参集して再入札を行う者とする。この再入札の参加者がいない場合又は再入札においても落札者が決定しない場合は再入札と同様の手順で再々入札を行う。

ただし、再入札の入札者が1者のみの場合は再々入札を実施しない。

- (1) 日時 令和6年11月11日（月）午後3時00分
- (2) 場所 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所2階 201会議室

## 1 2 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、徳島市契約規則第8条（第2号該当）の規定により免除する。

契約保証金は、徳島市契約規則第31条（第8号該当）の規定により免除する。

### (2) 契約書作成の要否等

要する。契約書は、仕様書及び落札者の提案内容に基づき作成する。

ただし、落札者が、落札決定から契約締結までの間に前記2(8)に規定する指名停止措置を受けたときは、契約を締結しない。

### (3) 入札の無効

ア 徳島市契約規則第13条各号のいずれかに該当するもの、入札説明書で定める事項に違反するもの及び入札書又は委任状に不備があるものに係る入札は、無効とする。

イ 入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する者、徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けている者又は徳島市の指名停止若しくは指名回避の措置を受けている者のした入札は、無効とする。

### (4) 相互供給の禁止

落札者による、本件入札について入札参加資格の確認申請をした者に対する本件業務の再委託は、承認しない。

以 上